

# 利根下流国有林の地域別の森林計画書

(利根下流森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日  
至 令和14年3月31日

関東森林管理局

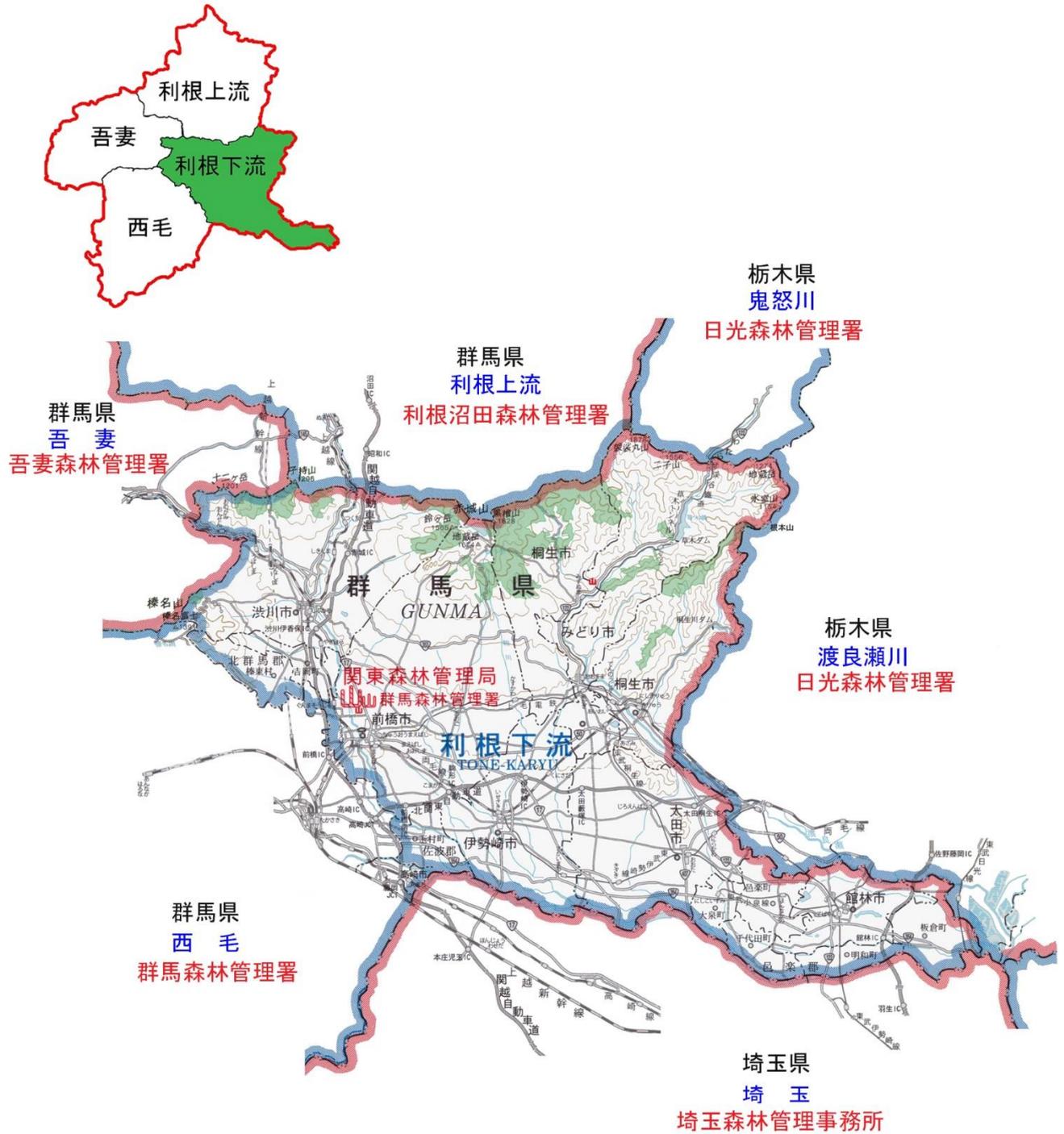
利根下流国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、利根下流森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

# 利根下流森林計画区的位置図



凡 例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国 有 林
	森 林 管 理 局
	森 林 管 理 署
	森 林 事 務 所

## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
（1）森林の整備及び保全の目標	8
（2）森林の整備及び保全の基本方針	9
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	12
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
（2）立木の標準伐期齢	14
（3）その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
（1）人工造林に関する事項	15
（2）天然更新に関する事項	16
（3）その他必要な事項	16
3 間伐及び保育に関する事項	17
（1）間伐の標準的な方法	17
（2）保育の標準的な方法	18
（3）その他必要な事項	18
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	19
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
（2）その他必要な事項	21
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	22
（3）林産物の搬出方法等	23
（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
（5）その他必要な事項	23
6 森林施業の合理化に関する事項	24
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	24
(5) その他必要な事項	24
第4 森林の保全に関する事項	25
1 森林の土地の保全に関する事項	25
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	26
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	27
(1) 保安林の整備に関する方針	27
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	27
(3) 治山事業の実施に関する方針	27
(4) その他必要な事項	27
3 鳥獣害の防止に関する事項	28
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(2) その他必要な事項	28
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	34
(3) 実施すべき治山事業の数量	34
第6 その他必要な事項	35
1 保安林その他制限林の施業方法	35
2 その他必要な事項	36
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	37
別表2 鳥獣害防止森林区域	42
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	43
別表4 指定施業要件における伐採の方法	45
別表5 砂防指定地等の森林の施業	46

## 附属参考資料

1	森林計画区の概況	47
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	47
(2)	地況	47
(3)	土地利用の現況	48
(4)	産業別生産額	49
(5)	産業別就業者数	50
2	森林の現況	51
(1)	齢級別森林資源表	51
(2)	制限林普通林別森林資源表	56
(3)	市町村別森林資源表	57
(4)	制限林の種類別面積	58
(5)	樹種別材積表	59
(6)	荒廃地等の面積	59
(7)	森林の被害	59
3	林業の動向	60
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	60
(2)	林業事業体等の現況	61
(3)	林業労働力の概況	62
(4)	林業機械化の概況	62
(5)	作業路網等の整備の概況	62
4	前期計画の実行状況	63
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	63
(2)	間伐面積	63
(3)	人工造林及び天然更新別面積	63
(4)	林道の開設及び拡張の数量	63
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	64
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	65
(1)	森林より森林以外への異動	65
(2)	森林以外より森林への異動	65
6	森林資源の推移	66
(1)	分期別伐採立木材積等	66
(2)	分期別期首資源表	67
7	主伐（皆伐）の目安量（年間）	67

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

当計画区は、群馬県の中央部から南東部に位置し、利根川広域流域に属している。東は栃木県の渡良瀬川森林計画区、南は埼玉県の埼玉森林計画区、西は西毛森林計画区及び吾妻森林計画区、北は利根上流森林計画区及び栃木県の鬼怒川森林計画区にそれぞれ接し、前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の7市7町1村を包括している。

当計画区の総面積は、162千haで群馬県面積の25%を占めている。森林面積は59千haで、うち国有林は11千haであり、森林面積の18%を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ア 地勢

##### (ア) 山系

当計画区の山系は、北西部に榛名山（最高峰掃部ヶ岳1,449m）、北部に小野子山（1,208m）、子持山（1,296m）等から赤城山（最高峰黒檜山1,828m）がそびえ、さらに東部には栃木県境を形成する袈裟丸山（1,961m）、二子山（1,556m）等が連なり、地蔵岳（1,483m）及びその南側にある根本山（1,199m）等へと続いている。

これらの山系は、古くから人工林が造成されてきた地域である一方で、貴重な天然林も残されている。

##### (イ) 水系

当計画区の水系は、西部から南東部にかけて流れる利根川と東部を南流する渡良瀬川に大別される。

利根川は、群馬県北部の大水上山（北峰 1,831m、南峰 1,834m）を源とする流路延長約322km、流域面積が約16,840km<sup>2</sup>で日本屈指の大河川である。榛名山、小野子山、子持山、赤城山等を源とする八木沢、北沢、沼尾川や粕川等の河川が利根川へ流れ込んでいる。

渡良瀬川は、群馬県と栃木県の県境にある皇海山（2,144m）を源とし、赤城山系の小中川、小黒川、深沢川等や、東部の根本山を源とする桐生川等の河川と合流し、渡良瀬遊水地に流入している。さらに、茨城県古河市と埼玉県加須市で利根川に合流し、関東平野を流下して太平洋に注いでいる。

国有林は、これら河川の源流部に位置しており、良質な水を育む水源地として重要な役割を果たしている。

#### イ 地質及び土壌

##### (ア) 地質

赤城山塊は、輝石安山岩質の溶岩及び火山砕屑岩などが交互に重なっており、桐生市の小黒川以東は、砂岩、粘板岩、チャート等を主体とした秩父古生層が分布している。

榛名山、子持山及び小野子山は、両輝石安山岩の溶岩と火山噴出物の岩屑、凝灰角礫

岩等からなり、榛名山の北東斜面には軽石が厚く堆積している。

当計画区は火山の影響を受けた火山砕屑物の堆積地が多いため、急峻な地形では土砂の崩壊、流出等の危険性が高いことから、国土保全に十分配慮することが求められている。

#### (イ) 土壌

当計画区は、大部分が肥沃な褐色森林土に覆われているほか、赤城山周辺等では火山灰を母材とする黒色土壌が分布している。

また、赤城、榛名及び浅間山等の各火山から噴出した軽石層等が、土壌中に厚く堆積し、特異で特徴的な土壌を生成している。

#### ウ 気候

当計画区の気候は、全般的に太平洋型気候に属しているが、関東地方の内陸部に位置しているため、夏は暑く、冬は冷たい季節風が乾燥した空っ風となって強く吹く。

年平均気温は約15℃、年間降水量は1,200～1,400mmであるが、冬季は約200mmと少なく、夏季は地形や気圧配置の影響を受け雷雨等の多発地帯となっている。

#### エ 森林の概況

##### (ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約5.2千haで立木地面積の53%を占め、樹種別にはスギ37%、ヒノキ23%、カラマツ16%、アカマツ7%、その他17%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20年生)が6%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40年生)が17%、Ⅸ齢級以上(41年生～)が77%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

##### (イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約4.6千haで立木地面積の47%を占めている。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、群馬県人口の64%に当たる1,259千人(令和3年1月1日住民基本台帳)で、平成28年に比べほぼ横ばいとなっている。

就業者人口は、約616千人となっており、産業別の就業者割合は、第1次産業が4%、第2次産業が32%、第3次産業が64%となっている。

#### イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積162千haのうち、森林は36%(59千ha)を占めており、災害の防止、水源の涵養、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において重要な役割を担っている。また、農耕地が22%、その他が42%となっている。

## ウ 交通網

前橋市及び隣接する高崎市を中心として、関東と新潟県、長野県を結ぶ交通の要所となっている。

鉄道交通では、JR上越線、JR両毛線、東武鉄道（東武伊勢崎線）、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道等の各鉄道路線が整備されている。

道路網は、北関東自動車道が高崎市から栃木県に通じている。また、国道17号が東京都から新潟県に通じているほか、国道50号、122号、353号、354号や县市町村道が整備されている。

## エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、第1次産業では、渋川市を中心とした地域では畜産やこんにやく等の生産が、渡良瀬地域では野菜、果樹、花卉、畜産等を基幹とし、山間部では林業が盛んである。前橋市、東毛地域では耕地面積が多く、米や施設野菜（とまと、ほうれんそう等）の生産が多い。

第2次産業は、桐生市、伊勢崎市を中心に古くから繊維工業が発達しており、また、太田市を中心に機械金属工業や製造業等の多様な工業が発達している。

第3次産業は、前橋市を中心に商業が発達しているほか、伊香保温泉、赤城山、榛名山等の観光資源に恵まれていることから、観光産業が基幹産業の一つになっている。

当計画区内の総生産額に対する産業別の割合は、第1次産業が1%、第2次産業が48%、第3次産業が51%となっている。

## オ 林業・林産業の概況

当計画区は、人工林率が高く、特に渡良瀬川及び桐生川流域は古くから林業生産活動が活発で、古生層地帯に成立した人工林を基盤として、県内でも屈指の優良材生産地域を形成している。また、人口集中地域で住宅着工戸数も多く、今後とも住宅建設に伴う木材需要が見込まれることから、県産木材の販売拠点、消費拠点となることが期待されている。しかし、県産材の流通は、素材市場が、少量、分散、間断的に供給される素材を集約し、比較的小規模な製材工場で加工されており、品質、品揃え等も十分とは言えず、外材との競争において厳しい状況におかれている。そうした状況を打開すべく、県産材有効利用の拠点施設の「渋川県産材センター」、地域材の加工拠点の「地域材加工センター（みどり市）」が開設されており、さらに、桐生・みどり両市の地元産材の新たな流通拠点の「桐生木材ヤード」が、令和元年に竣工しており林業の活性化に期待が寄せられている。

また、木材以外にも森林資源の活用が図られており、特にきのこの生産が盛んで、地域の貴重な産業となっている。その中でも、マイタケ、生シイタケ、ブナシメジの生産が多く、低コストで安定的な生産体制・供給体制の整備や、新たなきのこの開発が行われている。このほか、緑化用樹木の生産も盛んに行われている。

民有林における森林の保有状況は、5ha未満の所有者が大部分を占めており、経営規模は比較的零細である。加えて、森林所有者は非農家林家、不在村所有者が多く、相続による所有の細分化や不在村所有者のさらなる増加が懸念されている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成29年度～令和3年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和3年度は、実行予定を計上した。）

### （1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収造林の相手方の意向により、当初計画していなかった伐採が生じたことにより計画量を上回った。

間伐は、計画した林分の生育状況を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、伐採量、間伐面積ともに計画量を下回った。

単位 材積：m<sup>3</sup> 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	128,090	160,364 (1,957)	132,533	60,763 (476)

### （2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、主伐箇所の蓄積が予定を上回っており、実際の伐採立木材積に対する伐採面積が少なかったことから、計画量を下回った。

天然更新については、稚幼樹の生育状況等からみて経過観察等を要する箇所もあり、今期計画期間内に更新完了を予定していることから、更新は発生しなかった。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	278	4	132	—

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、既設林道の有効活用を図るとともに、森林作業道等の簡易な路網を優先して作設した結果、計画を下回った。

林道等の拡張については、当初計画で計画していなかったが、令和元年台風19号の集中豪雨による被害が発生し、緊急性の高い路線について実施したことから、計画量を上回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	36,130	—	1,120	2
うち林業専用道	36,130	—	1,120	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための本数調整伐、災害箇所の復旧を目的とした溪間工、山腹工、地すべり防止事業を計画したが、本数調整伐については、森林の生育状況等を考慮して実行を見合わせた。保安施設については、緊急性の高い地区を優先して実施したため、計画量を下回った。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	8	—	5	—

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、木材需要が増加する中、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		10,548.42	
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	983.41	
	桐 生 市	6,255.29	
	渋 川 市	2,598.60	
	み どり 市	711.12	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。  
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び群馬森林管理署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## ク 地球環境保全機能

二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮するもの

### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、放射性物質の影響等にも配慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用する。

## ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

## イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌

保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

#### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

#### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積：ha	
区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	4,479.22	4,503.54
	育成複層林	2,024.32	2,008.08
	天然生林	3,299.91	3,299.91
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		189	199

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林は、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>※1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層<sup>※2</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和3年3月31日現在の数値である。

#### 2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

#### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

#### ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やコナラのぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特

性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

#### イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

##### a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特長等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

##### b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

#### ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	広 葉 樹 (用材)	広 葉 樹 (その他)
全 域	35	40	35	40	70	15

(注) 「広葉樹(その他)」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してから概ね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図る。

#### イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

##### a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

##### b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

##### c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数以上とする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

#### エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被

害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件等を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したとき。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査の結果、更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図る。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。  
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。  
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

なお、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期(年)				間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	25	35	(45)	(55)	○ 風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒノキ	30	40	(50)	(65)	
アカマツ	30	40	(50)	(65)	
カラマツ	25	35	(45)	(60)	

(注) ( ) は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進する。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△				△		
ヒノキ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△					△	
アカマツ カラマツ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△					△	

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行う。  
 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。  
 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。  
 4 実行に当たっては、次の点に留意する。  
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。  
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。  
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。  
 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

###### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、次表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

<p>① 水源涵養機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推奨</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 標高の高い地域</li> <li>b 傾斜が急峻な地域</li> <li>c 谷密度の大きい地域</li> <li>d 起伏量の大きい地域</li> <li>e 溪床又は河床勾配の急な地域</li> <li>f 掌状型集水区域</li> </ul> <p>(イ) 気 象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</li> <li>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li> </ul> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
<p>② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 傾斜が急な箇所</li> <li>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所</li> <li>c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所</li> </ul> <p>(イ) 地 質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所</li> <li>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所</li> <li>c 破碎帯又は断層線上にある箇所</li> <li>d 流れ盤となっている箇所</li> </ul> <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所</li> <li>b 土層内に異常な帯水層がある箇所</li> <li>c 石礫地から成っている箇所</li> <li>d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所</li> </ul>
<p>③ 快適環境形成機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>

<p>④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <p>（ア）湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>（イ）紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>（ウ）ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>（エ）希少な生物の保護のため必要な森林</p>
---------------------------------------	--

注：②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項  
特になし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化等を踏まえつつ、森林の利用形態や、地形、地質、傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業等の視点を踏まえ、整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

#### 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	40	105
うち林業専用道	1	3

(注) 現状については、令和3年3月31日現在の数値である。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備する。

#### 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形、地質、土質等に応じた集材方法及び使用機械を選定するなど、適切な作業システムを選択することとする。

特に急傾斜その他の地形、地質、土質等の条件が悪く、土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所においては、架線集材も考慮するなど、地表を極力損傷しないよう十分配慮することとする。

集材路・土場の作設の際は、それらの配置が林地の保全に配慮したものとするとともに、法面を丸太組みで補強するなどの十分な対策を講じることとする。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし。

(5) その他必要な事項  
特になし。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業事業者の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業者の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

### (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

### (4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

### (5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携した安定供給システム販売等を推進する。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考	
市 町 村	区 域 (林 班)			(該 当 す る 保 安 林 種 等)	
前 橋 市	(330、332、334、336)、 337～339、(340、341)、 342、(344、345)	861.70	水源の涵養、 土砂流出の防備	水かん	321.92
	土流			536.05	
	計			砂防	0.02
桐 生 市	343、(401～406、408)、 409、410、(411～414)、 415、(416～419)、420、 (421～426)、427、(428)、 429、(430、431)、432、 (433～440)、441～443、 (444、445)、(455)、 458、(459)、460、 (461、463)、464	4,297.24	水源の涵養、 土砂流出・崩壊 の防備	水かん	2,769.21
	土流			1,418.69	
	計			土崩	59.64
渋 川 市	(286)、296、(322)、 325～329、(330)、331、 (332)、333、(334)、 (344、345)	1,191.10	水源の涵養、 土砂流出・崩壊 の防備 落石の防止	水かん	208.82
	土流			975.51	
	計			土崩	0.94
み どり 市	(446)、447、 (448、449)、 451、(452)	398.06	水源の涵養、 土砂流出・崩壊 の防備 干害の防備	水かん	184.42
	土流			197.08	
	計			土崩	0.99
総 数		6,748.10		干害	15.57

(注) 1 区域欄の数字は林班で、( )書は林班の一部であることを示す。

2 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林	干 害	干害防備保安林
土 流	土砂流出防備保安林	落 石	落石防止保安林
土 崩	土砂崩壊防備保安林	砂 防	砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する立場に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

##### イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びに防護柵等の設置及び維持管理、センサーカメラによる森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

#### (2) その他必要な事項

特になし。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害については、国有林における被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずる。

##### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、必要に応じて3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講ずるとともに、関係機関等と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は関係機関等と連携し、効果的な被害対策に努めることとする。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進する。

##### (4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、風等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	650	575	76	156	147	8	495	427	67
うち前半 5 年 分	308	273	36	78	74	4	230	199	31

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	4,709
うち前半5年分	2,123

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	458	16
うち前半5年分	241	0

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 (林班)		
開設	総 数			28路線	59,725		36,110				
	自動 車道	林業 専用道	桐生市	田沢(赤面)	2,700	187	1,500	①	441		
奥山				2,640	123	1,870	②	441外			
沢入				3,520	186	1,840	③	445			
内野				520	133	520	④	406外			
梨木				1,120	157	610	⑤	402			
梨木・内野				1,700	56	1,700	⑥	405外			
釜ヶ沢第一				3,650	284	2,000	⑦	417外			
釜ヶ沢第二				1,200	52	1,200	⑧	417外			
栗生				8,230	201	4,230	⑨	438外			
楡沢				1,040	184	540	⑩	427外			
萱野沢第一				2,480	134	1,480	⑪	435			
萱野沢第二				1,000	85	1,000	⑫	434			
大崩				4,180	135	2,180	⑬	456外			
柳原				1,260	31	1,260	⑭	455			
釈迦堂				2,135	44	1,320	⑮	455			
高畑第一				2,060	46	1,060	⑯	457			
高畑第二				460	13	460	⑰	457			
忍山				1,660	232	860	⑱	461外			
キノコ石				1,300	42	700	⑲	461外			
上藤生沢				5,010	238	2,220	⑳	463			
三境				1,830	67	870	㉑	463			
			計		21路線	49,695		29,420			
					みどり市	花輪	3,630	165	1,800	㉒	449外
				小夜戸		1,150	70	700	㉓	449外	
		計		2路線	4,780		2,500				
			渋川市	赤岩	550	61	550	㉔	293		
		木の間分線		800	64	800	㉕	298外			
		横堀支線		1,070	132	500	㉖	308外			
		北沢		1,870	67	1,380	㉗	320外			
		子持山支線		960	76	960	㉘	316外			
		計		5路線	5,250		4,190				

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
拡張	総数			17路線	1,700		1,700		
	自動車道 (改良)	林道 / 林業 専用道	桐生市	奥山	100		100	441外	
				内野	100		100	405外	
				楡沢	100		100	428	
				田沢(赤面)	100		100	429外	
				高畑	100		100	457外	
				高沢	100		100	458外	
				萱野沢	100		100	434外	
				田沢(小中)	100		100	447	
				東原	100		100	民有地	
				石津	100		100	425	
	計	10路線	1,000		1,000				
				渋川市	八木沢	100		100	301外
					潜下	100		100	325外
					子持山	100		100	316外
					横堀	100		100	308
					赤岩	100		100	292外
					計	5路線	500		500
	自動車道 (舗装)	林道 / 林業 専用道	桐生市	田沢 (梨木楡沢)	100		100	419外	
				忍山	100		100	461外	
計				2路線	200		200		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
		総数（実面積）	
水源涵養のための保安林	5,165.41	4,277.10	
災害防備のための保安林	3,210.03	3,210.03	
保健・風致の保存等のための保安林	339.90	339.90	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、落石防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）	うち前半 5年分		
指定	総数			1,681.04	792.73	
	水かん	計		1,681.04	792.73	水源の涵養
		桐生市	423、424、425、 426、428、456、 457、461、462	792.73	792.73	
渋川市	287、288、289、 290、291、292、 293、294、295、 297、298、299、 300、301、302、 303、304、305、 306、307、308、 309、310、311、 312、313	888.31	-			

(注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1)に準ずる。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
前橋市	335、337、339、341、244	4	4	溪間工 山腹工 本数調整伐	
桐生市	408、409、410、412、413、421、 431、433、434、435、436、437、 440、442、444、445、458、459、 460	17	17	溪間工 山腹工 本数調整伐	
渋川市	327	1	1	溪間工 山腹工	
合計		22	22		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		3,484.37	別表3、4 のとおり	
	前橋市	334、336、337、 344、345	321.92		
	桐生市	408～411、419、421、 422、429～445、 458～460、463、464	2,769.21		
	渋川市	296、334、344、345	208.82		
	みどり市	446、447	184.42		
土砂流出	総数		3,127.33	別表3、4 のとおり	
	前橋市	330、332、336、 338～342	536.05		砂防指定 0.02 県自環特 10.99 史名天 0.04
	桐生市	402、403、406、 410～420、422～429、 437、438、461、464	1,418.69		保健林 132.23 砂防指定 0.52 県自環特 21.28
	渋川市	286、325～333	975.51		風致林 102.08 砂防指定 3.62 県自環特 49.00
	みどり市	449、451	197.08		
土砂崩壊	総数		61.57	別表3、4 のとおり	
	桐生市	343、401	59.64		
	渋川市	322	0.94		
	みどり市	452	0.99		
干害防備	総数		15.57	別表3、4 のとおり	
	みどり市	448	15.57		
落石防止	総数		5.56	別表3、4 のとおり	
	渋川市	322	5.56		
保健林	総数		237.48	別表3、4 のとおり	
	前橋市	335	94.45		風致林 94.45 鳥獣特保 94.45
	桐生市	412～414	143.03		土砂流出 132.23

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
風 致 林	総 数		196.87	別表 3、4 のとおり	
	前 橋 市	335	94.45		保健林 94.45 鳥獣特保 94.45
	渋 川 市	286	102.42		土砂流出 102.08 砂防指定 0.25
砂防指定	総 数		4.43	別表 5 のとおり	
	前 橋 市	339、340	0.02		土砂流出 0.02
	桐 生 市	402、429	0.52		土砂流出 0.52
	渋 川 市	286、326	3.89		土砂流出 3.62 風致林 0.25
鳥獣特保	総 数		97.15	別表 5 のとおり	
	前 橋 市	335	97.15		保健林 94.45 風致林 94.45
史 名 天	総 数		0.04	別表 5 のとおり	
	前 橋 市	341	0.04		土砂流出 0.04
県自環特	総 数		81.27	別表 5 のとおり	
	前 橋 市	330	10.99		土砂流出 10.99
	桐 生 市	464	21.28		土砂流出 21.28
	渋 川 市	330	49.00		土砂流出 49.00

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水源かん養保安林	風 致 林	風致保安林
土 砂 流 出	土砂流出防備保安林	砂 防 指 定	砂防指定地
土 砂 崩 壊	土砂崩壊防備保安林	鳥 獣 特 保	鳥獣保護区特別保護地区
干 害 防 備	干害防備保安林	史 名 天	史跡名勝天然記念物
落 石 防 止	落石防止保安林	県 自 環 特	県自然環境保全地域特別地区
保 健 林	保健保安林		

## 2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		10,548.42	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
前橋市	計	983.41	
	330 ち2		
	332 る2～そ		
	334 ふ		
	335 い～へ、ロ		
	336 い～へ		
	337 全		
	338 全		
	339 全		
	340 い～え、ニ2～ホ7		
	341 い～も、ロ1～ニ2		
	342 全		
	344 ろ1～ろ9、に1～わ		
	345 ろ1～イ		
桐生市	計	6,255.29	
	343 全		
	401 い～イ2、イ4～ロ		
	402 い～ロ2、ハ3		
	403 全		
	404 い1～わ、ロ1～ロ5		
	405 全		
	406 全		
	407 全		
	408 全		
	409 全		
	410 全		
	411 全		
	412 全		
	413 い～ち2、ロ1、ロ3		
	414 全		
	415 全		
	416 全		
	417 全		
	418 全		
	419 い1～れ		
	420 全		
	421 い～ぬ、ロ1、ロ2		
	422 全		
	423 い～そ、ロ		
	424 全		
	425 い～く2、ハ、ニ		
	426 全		
	427 全		
	428 全		
	429 い～イ1		
	430 全		
	431 全		
	432 い1～へ		
	433 全		

	434 全	
	435 全	
	436 全	
	437 全	
	438 全	
	439 全	
	440 全	
	441 全	
	442 全	
	443 全	
	444 い～よ	
	445 全	
	455 全	
	456 全	
	457 い～そ、ロ、ハ	
	458 全	
	459 全	
	460 全	
	461 全	
	462 全	
	463 い1～る、ロ1～ロ9	
	464 全	
澁川市	計	2,598.60
	286 全	
	287 全	
	288 全	
	289 全	
	290 全	
	291 全	
	292 全	
	293 全	
	294 全	
	295 全	
	296 全	
	297 全	
	298 全	
	299 全	
	300 全	
	301 全	
	302 い～ち3、ロ	
	303 い～ち、ロ1、ロ2	
	304 全	
	305 全	
	306 全	
	307 全	
	308 全	
	309 全	
	310 全	
	311 全	
	312 全	
	313 全	
	314 全	
	315 全	
	316 全	
	317 全	
	318 全	
	319 全	
	320 全	

	321 全	
	322 全	
	323 全	
	324 全	
	325 全	
	326 全	
	327 全	
	328 全	
	329 全	
	330 い〜ち1、り〜る2	
	331 全	
	332 い1〜る1、イ1、イ2	
	333 全	
	334 い〜け、こ〜ロ2	
	344 い1〜い3、は1、は2	
	345 い1〜い4	
みどり市	計	711.12
	446 全	
	447 全	
	448 い〜ふ	
	449 全	
	450 い1〜イ	
	451 全	
	452 い〜ロ1	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
総 数		3,178.71	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
前 橋 市	計	672.97	
	330 ち2 332 る2～そ 336 い～へ 337 全 338 全 339 い1～に、へ～イ5 340 い～え、ニ2～ホ6 341 い～え、あ～も、ロ1～ニ2 342 全		
桐 生 市	計	1,541.22	
	343 全 401 イ2、イ11、イ12 402 い～ぬ、る3～わ6、む1～ロ2、ハ3 403 へ、り～つ 404 い2 406 ほ～た、ロ 407 イ 410 ろ1～ち 411 ち～イ 412 り～ね 413 い～ち2、ロ1、ロ3 414 い、ろ、ね～ま 415 全 416 ほ1、へ 417 ろ1、ほ～り 418 と、ち 419 ち1～ぬ、わ1～れ 420 全 421 と1、ロ1 422 い～は、に2、に3 423 と～る2、ロ 424 ら 425 へ、そ、ね～う、ハ、ニ 426 ろ1～ぬ 427 全 428 い、ろ 429 い、イ1 434 ち6 435 に1、へ1 437 い、ろ、に1、に2 438 い1、い2 458 ろ1、は4 460 り2 461 ほ1、ほ2、と 464 い		

澁川市	計	963.53
	286 い～イ1	
	322 ほ～イ7	
	325 い、に～ち、か～ロ	
	326 い1～は、に2～イ2	
	327 全	
	328 全	
	329 全	
	330 い～ち1、り～る2	
	331 ろ1～イ3	
	332 い1～る1、イ1、イ2	
333 全		
みどり市	計	0.99
	452 う2	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		710.02	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
前橋市	計	270.30	
	330 ち2		
	335 い～へ、ロ		
	336 い～へ		
	337 全		
桐生市	計	288.30	
	412 へ1～へ3、る1～そ、イ1、イ2		
	413 い、ろ、は2～ほ2、と1～と3、ち2、ロ1、ロ3		
	414 ほ～ち2、よ～つ		
	423 わ、か		
	424 た、れ、ね～な2		
	425 る、ね～く2		
464 い			
澁川市	計	151.42	
	286 全		
	330 ち1		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法  
該当なし。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				10,548.42
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	ニホンジカ	330、332、334～342、344、345	983.41
	桐 生 市	ニホンジカ	343、401～445、455～464	6,255.29
	渋 川 市	ニホンジカ	286～334、344、345	2,598.60
	み どり 市	ニホンジカ	446～452	711.12

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</li> <li>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</li> <li>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> <li>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</li> </ul> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</li> <li>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> </ul>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</li> <li>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</li> <li>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</li> </ul>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表5 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「群馬県砂防指定地管理条例」（平成15年3月17日条例第33号）及び同施行規則（平成15年3月24日規則第9号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「群馬県文化財保護条例」（昭和51年10月25日条例第39号）及び同施行規則（昭和51年10月30日群馬県教育委員会規則第12号）による。
県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「群馬県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日群馬県条例第24号）及び同施行規則（昭和48年10月9日群馬県規則第50号）による。

## 附 属 参 考 资 料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比 率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林		
総 数	161,721	59,215	10,548	460	48,206	37	
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	31,159	7,323	983	7	6,333	24
	桐 生 市	27,445	19,866	6,255	12	13,599	72
	伊勢崎市	13,944	33	—	—	33	0
	太 田 市	17,554	893	—	3	890	5
	館 林 市	6,097	30	—	—	30	1
	渋 川 市	24,027	12,937	2,599	1	10,338	54
	みどり市	20,842	16,517	711	—	15,806	79
	榛 東 村	2,792	1,171	—	437	734	42
	吉 岡 町	2,046	363	—	—	363	18
	玉 村 町	2,578	16	—	—	16	1
	板 倉 町	4,186	1	—	—	1	0
	明 和 町	1,964	2	—	—	2	0
	千代田町	2,173	26	—	—	26	1
	大 泉 町	1,803	2	—	—	2	0
邑 楽 町	3,111	33	—	—	33	1	

- (注) 1 区域面積は、「令和2年度市町村要覧」による。  
 2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。  
 3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

### (2) 地 況

#### ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降雪量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
前 橋	39.9	-6.1	15.3	1,229	106	北西	
桐 生	40.5	-7.0	15.1	1,207	—	北西	
伊 勢 崎	40.5	-6.3	15.6	1,142	—	北西	
館 林	40.1	-6.1	15.7	1,189	—	西北西	

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」(2011年～2020年)の平均値による。  
 2 主風の方向は、最多風向による。  
 3 「—」は、観測データなし。

#### イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

#### ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

## (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	161,721	59,215	35,172	17,514	17,661	67,334	28,991	
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	31,159	7,323	8,430	3,830	4,600	15,406	6,927
	桐 生 市	27,445	19,866	1,450	453	994	6,129	2,548
	伊勢崎市	13,944	33	4,450	1,740	2,710	9,461	4,584
	太 田 市	17,554	893	6,040	2,520	3,520	10,621	5,281
	館 林 市	6,097	30	2,310	2,140	170	3,757	1,739
	渋 川 市	24,027	12,937	3,880	842	3,040	7,210	2,195
	みどり市	20,842	16,517	989	222	767	3,336	1,162
	榛 東 村	2,792	1,171	612	182	430	1,009	324
	吉 岡 町	2,046	363	540	196	344	1,143	422
	玉 村 町	2,578	16	880	634	246	1,682	742
	板 倉 町	4,186	1	2,160	2,000	165	2,025	544
	明 和 町	1,964	2	767	587	180	1,195	453
	千代田町	2,173	26	923	748	175	1,224	441
	大 泉 町	1,803	2	261	200	61	1,540	878
邑 楽 町	3,111	33	1,480	1,220	259	1,598	751	

- (注) 1 農地の数値は、「平成31年～令和2年関東農林水産統計年報」による。  
2 宅地の数値は、「令和2年度市町村要覧」による。  
3 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。  
4 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	漁 業			
総 数	5,887,565	72,867	72,106	607	154	2,831,493	2,983,205	
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	1,257,132	21,836	21,636	129	71	288,593	946,703
	桐 生 市	369,287	5,991	5,779	204	8	103,792	259,504
	伊 勢 崎 市	1,001,285	9,259	9,182	23	54	542,459	449,567
	太 田 市	1,476,373	10,348	10,340	8	-	927,157	538,868
	館 林 市	276,800	3,859	3,852	-	7	103,088	169,853
	渋 川 市	276,685	8,286	8,173	107	6	81,543	186,856
	みどり市	145,723	2,848	2,742	102	4	38,578	104,297
	榛 東 村	32,896	1,181	1,165	16	-	12,178	19,537
	吉 岡 町	50,323	1,305	1,287	18	-	13,347	35,671
	玉 村 町	139,483	1,040	1,040	-	-	67,312	71,131
	板 倉 町	64,800	3,474	3,472	-	2	35,140	26,186
	明 和 町	102,353	1,035	1,035	-	-	73,639	27,679
	千代田町	136,413	749	749	-	-	113,412	22,252
	大 泉 町	436,822	170	170	-	-	351,953	84,699
	邑 楽 町	121,190	1,486	1,484	-	2	79,302	40,402

- (注) 1 数値は、「群馬県資料」による。  
2 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

## (5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
総 数	616,262	25,352	24,883	425	88	198,944	371,665	
市 町 村 別 内 訳	前 橋 市	162,431	6,767	6,544	205	18	37,107	112,113
	桐 生 市	55,552	1,321	1,258	63	-	19,384	33,209
	伊勢崎市	102,160	3,951	3,933	12	6	35,843	58,336
	太 田 市	105,433	3,930	3,911	11	8	40,765	57,225
	館 林 市	36,491	1,541	1,537	3	1	12,790	21,401
	渋 川 市	38,338	2,475	2,403	68	4	10,546	24,053
	みどり市	25,687	1,147	1,104	39	4	8,958	14,888
	榛 東 村	7,727	482	472	9	1	2,104	4,919
	吉 岡 町	10,627	430	420	10	-	2,783	7,257
	玉 村 町	19,099	520	517	3	-	6,105	11,863
	板 倉 町	7,848	1,350	1,350	0	-	2,352	3,897
	明 和 町	5,621	392	392	0	-	2,109	3,052
	千代田町	5,595	293	292	1	-	2,424	2,838
	大 泉 町	20,686	145	143	1	1	10,538	9,594
邑 楽 町	12,967	608	607	0	1	5,136	7,020	

(注) 1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。

2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

面積：ha 立木：千m<sup>3</sup> 立竹：千束 成長量：千m<sup>3</sup>/年

区分	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	10,548.42	1,855	25	109.75			70.07			92.84	3		151.01	9	1
総数	総数	9,803.45	1,855	25	109.75		70.07			92.84	3		151.01	9	1
	針	4,603.18	1,218	18	100.33		68.96			72.94	3		64.97	5	
	広	5,200.27	637	7	9.42		1.11			19.90			86.04	4	
人工林	総数	5,171.43	1,291	21	109.48		69.06			72.87	3		69.17	5	
	針	4,256.45	1,143	18	100.33		68.96			72.87	3		64.62	5	
	広	914.98	148	3	9.15		0.10						4.55		
育成	単層林	4,479.22	1,151	19	100.58		69.06			72.87	3		67.79	5	
	針	3,869.65	1,048	17	100.33		68.96			72.87	3		63.24	4	
	広	609.57	103	2	0.25		0.10						4.55		
育成	複層林	(10.28)													
	総数	692.21	140	2	8.90								1.38		
	針	386.80	95	1									1.38		
天然林	総数	4,632.02	564	5	0.27		1.01			19.97			81.84	4	
	針	346.73	75	1						0.07			0.35		
	広	4,285.29	489	4	0.27		1.01			19.90			81.49	4	
天然林	単層林														
	針														
	広														
天然林	複層林	1,332.11	212	3	0.27					5.78			65.70	3	
	針	290.68	63	1						0.07			0.35		
	広	1,041.43	148	2	0.27					5.71			65.35	3	
天然生	総数	3,299.91	352	2			1.01			14.19			16.14	1	
	針	56.05	12												
	広	3,243.86	340	2			1.01			14.19			16.14	1	
竹林															
無立木地	744.97														

- (注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は人工林の育成単層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha 立木：千m<sup>3</sup> 立竹：千束 成長量：千m<sup>3</sup>/年

区分	5齡級			6齡級			7齡級			8齡級			9齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	153.23	13	1	80.37	16	1	327.98	57	2	640.27	136	3	552.03	138	3
総数	総数	153.23	13	80.37	16	1	327.98	57	2	640.27	136	3	552.03	138	3
	針	60.72	8	65.27	15	1	203.58	49	1	435.86	116	3	456.88	124	2
	広	92.51	4	15.10	1		124.40	8		204.41	19	1	95.15	14	
総数	総数	72.07	8	73.40	15	1	231.67	52	2	495.76	124	3	515.00	132	3
	針	59.09	7	63.76	15	1	202.09	49	1	425.20	114	3	446.26	122	2
	広	12.98	1	9.64	1		29.58	3		70.56	9		68.74	10	
人工林 育成	総数	72.07	8	73.40	15	1	205.97	47	1	463.87	117	3	451.70	119	2
	針	59.09	7	63.76	15	1	187.96	46	1	406.06	110	3	411.45	113	2
	広	12.98	1	9.64	1		18.01	2		57.81	8		40.25	6	
育成 複層林	総数						25.70	4		31.89	6		63.30	13	
	針						14.13	3		19.14	5		34.81	9	
	広						11.57	1		12.75	2		28.49	4	
総数	総数	81.16	4	6.97	1		96.31	5		144.51	12		37.03	6	
	針	1.63	1	1.51			1.49			10.66	2		10.62	2	
	広	79.53	4	5.46			94.82	5		133.85	10		26.41	4	
天然林 育成	総数														
	針														
	広														
育成 複層林	総数	43.52	2	6.97	1		5.36	1		55.92	8		32.89	6	
	針	1.63	1	1.51			1.49			10.66	2		10.62	2	
	広	41.89	2	5.46			3.87			45.26	6		22.27	4	
天然生 林	総数	37.64	2				90.95	5		88.59	4		4.14		
	針														
	広	37.64	2				90.95	5		88.59	4		4.14		
竹林															
無立木地															

- (注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は人工林の育成単層林の、上、中層木の面積で外書。

面積：ha 立木：千m<sup>3</sup> 立竹：千束 成長量：千m<sup>3</sup>/年

区分	10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	706.68	172	3	1,219.94	306	4	963.15	211	2	674.40	182	2	630.72	174	2		
総数	総数	706.68	172	3	1,219.94	306	4	963.15	211	2	674.40	182	2	630.72	174	2	
	針	503.06	141	2	850.77	249	3	570.92	157	2	472.08	145	1	376.95	136	1	
	広	203.62	31	1	369.17	57	1	392.23	54	1	202.32	37		253.77	37		
人工林	総数	総数	571.26	151	2	1,015.08	279	4	672.99	174	2	539.35	159	2	449.30	147	1
		針	473.62	135	2	814.66	241	3	530.87	149	2	444.18	138	1	355.83	131	1
		広	97.64	16		200.42	38	1	142.12	25		95.17	21		93.47	16	
育成	単層林	総数	521.33	141	2	861.40	246	3	569.26	151	2	482.77	144	1	401.89	136	1
		針	445.18	128	2	721.32	218	3	471.66	134	1	412.12	128	1	328.61	124	1
		広	76.15	13		140.08	28	1	97.60	17		70.65	16		73.28	12	
育成	複層林	総数						(8.90)			(0.43)			(0.95)			
		針	49.93	10		153.68	33		103.73	23		56.58	15		47.41	11	
		広	28.44	7		93.34	23		59.21	15		32.06	10		27.22	8	
天然林	総数	総数	21.49	3		60.34	10		44.52	8		24.52	5		20.19	3	
		針	135.42	21		204.86	27		290.16	38	1	135.05	23		181.42	26	
		広	29.44	6		36.11	8		40.05	8		27.90	7		21.12	5	
天然林	育成	単層林	総数	105.98	15		168.75	19		250.11	29		107.15	16		160.30	22
			針														
			広														
天然林	育成	複層林	総数	101.03	18		122.14	20		127.86	23		88.26	18		82.89	16
			針	27.45	6		35.98	8		40.05	8		27.90	7		21.12	5
			広	73.58	12		86.16	13		87.81	15		60.36	12		61.77	12
天然生	林	総数	34.39	3		82.72	7		162.30	15		46.79	4		98.53	10	
		針	1.99			0.13											
		広	32.40	3		82.59	7		162.30	15		46.79	4		98.53	10	
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は人工林の育成単層林の、上、中層木の面積で外書。

面積：ha 立木：千m<sup>3</sup> 立竹：千束 成長量：千m<sup>3</sup>/年

区分	15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	191.89	32		236.75	36		273.93	45		182.96	30		219.43	32			
総数	総数	191.89	32	236.75	36		273.93	45		182.96	30		219.43	32			
	針	57.08	14	23.13	6		44.45	10		27.89	7		35.79	8			
	広	134.81	18	213.62	30		229.48	35		155.07	24		183.64	25			
総数	総数	55.91	13	2.93	1		16.08	4		17.58	4		16.43	3			
	針	42.99	11	1.88	1		9.85	2		10.30	3		10.05	2			
	広	12.92	2	1.05			6.23	1		7.28	1		6.38	1			
人工林	育成	単層林	総数	36.71	9		2.93	1		1.87	1		3.46	1		3.65	1
			針	32.31	9		1.88	1		1.75	1		2.83	1		3.08	1
			広	4.40	1		1.05			0.12					0.57		
育成	複層林	総数	19.20	4					14.21	3		14.12	3		12.78	2	
		針	10.68	3					8.10	2		7.47	2		6.97	1	
		広	8.52	1					6.11	1		6.65	1		5.81	1	
総数	総数	135.98	19		233.82	35		257.85	42		165.38	26		203.00	29		
	針	14.09	3		21.25	5		34.60	8		17.59	4		25.74	5		
	広	121.89	16		212.57	29		223.25	34		147.79	22		177.26	24		
天然林	育成	単層林	総数														
			針														
			広														
育成	複層林	総数	48.86	7		112.82	19		122.18	22		70.64	12		45.99	7	
		針	11.18	2		21.25	5		31.79	7		16.35	4		10.48	2	
		広	37.68	5		91.57	14		90.39	14		54.29	9		35.51	5	
天然生	林	総数	87.12	12		121.00	16		135.67	20		94.74	14		157.01	22	
		針	2.91	1					2.81	1		1.24			15.26	3	
		広	84.21	11		121.00	16		132.86	20		93.50	13		141.75	19	
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は人工林の育成単層林の、上、中層木の面積で外書。

面積：ha 立木：千m<sup>3</sup> 立竹：千束 成長量：千m<sup>3</sup>/年

区分		20齡級			21齡級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数		125.59	17		2,200.46	246	
立木地	総数	総数	125.59	17	2,200.46	246	
		針	20.08	4	91.47	21	
		広	105.51	13	2,108.99	225	
	総数	総数	16.62	3	89.42	16	
		針	9.89	2	49.15	12	
		広	6.73	1	40.27	4	
	育成 単層林	総数			16.64	6	
		針			15.19	6	
		広			1.45		
	育成 複層林	総数	16.62	3	72.78	9	
		針	9.89	2	33.96	6	
		広	6.73	1	38.82	4	
	総数	総数	108.97	14	2,111.04	230	
		針	10.19	2	42.32	9	
		広	98.78	12	2,068.72	221	
育成 単層林	総数						
	針						
	広						
育成 複層林	総数	34.32	4	158.71	23		
	針	7.87	1	12.93	3		
	広	26.45	3	145.78	20		
天然生 林	総数	74.65	10	1,952.33	207		
	針	2.32	1	29.39	6		
	広	72.33	10	1,922.94	201		
竹林							
無立木地							

- (注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は人工林の育成単層林の、上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

面積：ha 材積：m<sup>3</sup> 成長量：m<sup>3</sup>/年

区分			立木地							無立木地等					計			
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	2,013.72	302.21	2,315.93		156.07	40.57	196.64		2,512.57							
		広	302.45	233.48	535.93		626.60	2,788.11	3,414.71		3,950.64							
		計	2,316.17	535.69	2,851.86		782.67	2,828.68	3,611.35		6,463.21	7.64		0.59	331.27	339.50	6,802.71	
	材積	針	568,058	76,314	644,372		34,623	8,355	42,978		687,350							687,350
		広	50,081	36,955	87,036		85,173	287,581	372,754		459,790							459,790
		計	618,139	113,269	731,408		119,796	295,936	415,732		1,147,140							1,147,140
	成長量	針	8,018.5	827.4	8,845.9		279.1	23.3	302.4		9,148.3							9,148.3
		広	960.0	665.0	1,625.0		1,138.3	1,402.2	2,540.5		4,165.5							4,165.5
		計	8,978.5	1,492.4	10,470.9		1,417.4	1,425.5	2,842.9		13,313.8							13,313.8
普通林	面積	針	1,855.93	84.59	1,940.52		134.61	15.48	150.09		2,090.61							
		広	307.12	71.93	379.05		414.83	455.75	870.58		1,249.63							
		計	2,163.05	156.52	2,319.57		549.44	471.23	1,020.67		3,340.24	134.53		2.02	268.92	405.47	3,745.71	
	材積	針	480,127	18,652	498,779		28,856	3,421	32,277		531,056							531,056
		広	53,230	7,986	61,216		63,292	52,636	115,928		177,144							177,144
		計	533,357	26,638	559,995		92,148	56,057	148,205		708,200							708,200
	成長量	針	8,605.2	212.8	8,818.0		273.8	14.4	288.2		9,106.2							9,106.2
		広	1,142.3	115.5	1,257.8		955.4	578.0	1,533.4		2,791.2							2,791.2
		計	9,747.5	328.3	10,075.8		1,229.2	592.4	1,821.6		11,897.4							11,897.4
計	面積	針	3,869.65	386.80	4,256.45		290.68	56.05	346.73		4,603.18							
		広	609.57	305.41	914.98		1,041.43	3,243.86	4,285.29		5,200.27							
		計	4,479.22	692.21	5,171.43		1,332.11	3,299.91	4,632.02		9,803.45	142.17		2.61	600.19	744.97	10,548.42	
	材積	針	1,048,185	94,966	1,143,151		63,479	11,776	75,255		1,218,406							1,218,406
		広	103,311	44,941	148,252		148,465	340,217	488,682		636,934							636,934
		計	1,151,496	139,907	1,291,403		211,944	351,993	563,937		1,855,340							1,855,340
	成長量	針	16,623.7	1,040.2	17,663.9		552.9	37.7	590.6		18,254.5							18,254.5
		広	2,102.3	780.5	2,882.8		2,093.7	1,980.2	4,073.9		6,956.7							6,956.7
		計	18,726.0	1,820.7	20,546.7		2,646.6	2,017.9	4,664.5		25,211.2							25,211.2

(注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

面積：ha 材積：m<sup>3</sup> 成長量：m<sup>3</sup>/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
前橋市	面積	針	116.66	27.88	144.54		14.46	10.53	24.99		169.53							
		広	13.14	22.80	35.94		30.52	662.75	693.27		729.21							
		計	129.80	50.68	180.48		44.98	673.28	718.26		898.74				84.67	84.67		983.41
	材積	針	32,735	8,818	41,553		3,012	2,206	5,218		46,771							
		広	2,083	4,903	6,986		5,231	74,538	79,769		86,755							
		計	34,818	13,721	48,539		8,243	76,744	84,987		133,526							
	成長量	針	395.8	86.7	482.5		26.5	8.6	35.1		517.6							
		広	40.7	82.0	122.7		86.6	272.0	358.6		481.3							
		計	436.5	168.7	605.2		113.1	280.6	393.7		998.9							
桐生市	面積	針	2,740.95	230.70	2,971.65		131.21	21.69	152.90		3,124.55							
		広	345.25	181.56	526.81		503.61	1,765.65	2,269.26		2,796.07							
		計	3,086.20	412.26	3,498.46		634.82	1,787.34	2,422.16		5,920.62	45.02		2.61	287.04	334.67		6,255.29
	材積	針	752,158	51,366	803,524		27,458	4,599	32,057		835,581							
		広	55,314	23,681	78,995		61,639	155,911	217,550		296,545							
		計	807,472	75,047	882,519		89,097	160,510	249,607		1,132,126							
	成長量	針	11,378.9	635.7	12,014.6		249.3	11.8	261.1		12,275.7							
		広	1,096.6	443.0	1,539.6		898.0	1,067.8	1,965.8		3,505.4							
		計	12,475.5	1,078.7	13,554.2		1,147.3	1,079.6	2,226.9		15,781.1							
波川市	面積	針	751.29	114.84	866.13		128.95	22.43	151.38		1,017.51							
		広	189.84	90.45	280.29		441.83	612.15	1,053.98		1,334.27							
		計	941.13	205.29	1,146.42		570.78	634.58	1,205.36		2,351.78	44.99			201.83	246.82		2,598.60
	材積	針	195,089	31,665	226,754		29,246	4,709	33,955		260,709							
		広	35,949	14,654	50,603		72,590	85,976	158,566		209,169							
		計	231,038	46,319	277,357		101,836	90,685	192,521		469,878							
	成長量	針	3,837.1	277.7	4,114.8		230.8	15.3	246.1		4,360.9							
		広	761.0	216.6	977.6		965.5	424.1	1,389.6		2,367.2							
		計	4,598.1	494.3	5,092.4		1,196.3	439.4	1,635.7		6,728.1							
みどり市	面積	針	260.75	13.38	274.13		16.06	1.40	17.46		291.59							
		広	61.34	10.60	71.94		65.47	203.31	268.78		340.72							
		計	322.09	23.98	346.07		81.53	204.71	286.24		632.31	52.16			26.65	78.81		711.12
	材積	針	68,203	3,117	71,320		3,763	262	4,025		75,345							
		広	9,965	1,703	11,668		9,005	23,792	32,797		44,465							
		計	78,168	4,820	82,988		12,768	24,054	36,822		119,810							
	成長量	針	1,011.9	40.1	1,052.0		46.3	2.0	48.3		1,100.3							
		広	204.0	38.9	242.9		143.6	216.3	359.9		602.8							
		計	1,215.9	79.0	1,294.9		189.9	218.3	408.2		1,703.1							
森林計画計	面積	針	3,869.65	386.80	4,256.45		290.68	56.05	346.73		4,603.18							
		広	609.57	305.41	914.98		1,041.43	3,243.86	4,285.29		5,200.27							
		計	4,479.22	692.21	5,171.43		1,332.11	3,299.91	4,632.02		9,803.45	142.17		2.61	600.19	744.97		10,548.42
	材積	針	1,048,185	94,966	1,143,151		63,479	11,776	75,255		1,218,406							
		広	103,311	44,941	148,252		148,465	340,217	488,682		636,934							
		計	1,151,496	139,907	1,291,403		211,944	351,993	563,937		1,855,340							
	成長量	針	16,623.7	1,040.2	17,663.9		552.9	37.7	590.6		18,254.5							
		広	2,102.3	780.5	2,882.8		2,093.7	1,980.2	4,073.9		6,956.7							
		計	18,726.0	1,820.7	20,546.7		2,646.6	2,017.9	4,664.5		25,211.2							

(注) 1 人工林及び天然林で点生木の林分については、本表の集計には含まれていない。  
2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分	市町村					合計			
	前橋市	桐生市	渋川市	みどり市					
保安林	水源かん養保安林	321.92	2,769.21	208.82	184.42	3,484.37			
	土砂流出防備保安林	536.05	1,418.69	975.51	197.08	3,127.33			
	土砂崩壊防備保安林		59.64	0.94	0.99	61.57			
	飛砂防備保安林								
	防風保安林								
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林								
	干害防備保安林				15.57	15.57			
	防雪保安林								
	防霧保安林								
	なだれ防止保安林								
	落石防止保安林			5.56		5.56			
	防火保安林								
魚つき保安林									
航行目標保安林									
保健保安林	94.45	(132.23)	10.80		(132.23)	105.25			
風致保安林	(94.45)		(102.08)	0.34	(196.53)	0.34			
計	(94.45)	952.42	(132.23)	4,258.34	(102.08)	1,191.17	398.06	(328.76)	6,799.99
保安施設地区									
砂防指定地	(0.02)		(0.52)		(3.87)	0.02		(4.41)	0.02
国立公園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
計									
国定公園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
計									
都道府県立自然公園	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
	計								
原生自然環境保全地域									
自然環境保全地域特別地区									
都道府県自然環境保全地域特別地区	(10.99)		(21.28)		(49.00)			(81.27)	
鳥獣保護区特別保護地区	(94.45)	2.70						(94.45)	2.70
緑地保全地区									
風致地区									
特別母樹林									
史跡名勝天然記念物	(0.04)							(0.04)	
種の保存法による管理地区									
その他									
合計	(199.95)	955.12	(154.03)	4,258.34	(154.95)	1,191.19	398.06	(508.93)	6,802.71

(注) ( ) は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹材種別材積表

単位 材積：千m<sup>3</sup>

樹種 林種	総数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ	その他 針葉樹
総数	1,855	1,218	588	306	108	206	1	10
人工林	1,291	1,143	576	294	81	182	1	9
天然林	564	75	12	12	26	24	0	1

樹種 林種	広葉樹計	ブナ	イヌブナ	ケヤキ	コナラ	ミズナラ	クヌギ	その他 広葉樹
総数	637	6	—	2	16	75	0	538
人工林	148	—	—	0	1	—	0	148
天然林	489	6	—	2	15	75	0	390

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類	荒廃地	荒廃危険地
総数	30	0
市 町 村 別 内 訳	前橋市	8
	桐生市	18
	伊勢崎市	—
	太田市	—
	館林市	—
	渋川市	3
	みどり市	—
	榛東村	—
	吉岡町	—
	玉村町	—
	板倉町	—
	明和町	—
	千代田町	—
	大泉町	—
邑楽町	—	

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H28	H29	H30	H31	R2	H28	H29	H30	H31	R2	H28	H29	H30	H31	R2
総数	—	—	—	1	4	—	—	—	—	0	—	—	—	1	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
総数		4組合	5,393	33	126,968	33,573		
森 林 組 合	前橋市	赤城南麓	1,457	7	8,096	2,892		
	渋川市	渋川広域	2,243	10	44,620	7,889		
								榛東村
	吉岡町							
	桐生市のうち 桐生・新里地区	桐生広域	967	6	24,505	8,400		
								みどり市のうち 大間々地区
	桐生市のうち 黒保根地区	わたらせ	726	10	49,747	14,392		
								みどり市のうち 東地区
総数		9生産組合	1,600	-	169,959	782		
生 産 森 林 組 合	前橋市	月田	166	-	3,771	71		
		螺沢	153	-	3,060	14		
	渋川市	金井	144	-	28,800	52		
		半田	144	-	23,760	38		
		中村	61	-	9,150	30		
	みどり市	塩原	46	-	4,872	29		
		穴原	42	-	9,450	52		
		小平	112	-	73,920	379		
	榛東村	上野原	732	-	13,176	117		

(注) 「令和2年度版森林組合現況表」による。

## (2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	造林業	素材 生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		その他	
				製造業	その他		
総数	2	33	94(2)	36	5	38	
市 町 村 別 内 訳	前橋市		6	25(1)	11	1	5
	桐生市	1	12	18(1)	9		5
	伊勢崎市			7	2		6
	太田市		1	14	2	1	8
	館林市			10	2		3
	渋川市		6	12	8	2	5
	みどり市	1	7	2	2	1	1
	榛東村		1	1			1
	吉岡町						2
	玉村町						
	板倉町			1			
	明和町			1			1
	千代田町						
	大泉町			1			
邑楽町			2			1	

(注) 「群馬県資料：令和2年次木材基礎調査」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	419	349	494	425

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
58	10	108	—	18	10

フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ	その他高性能林業機械
14	—	6	1	7

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は 105.4kmで林道密度は10.0m/haとなっている。

なお、当計画においては、59.7kmの林業専用道開設及び1.7kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$  実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	284	118	166	194	133	61	68	113	37
針 葉 樹	276	113	163	160	100	60	58	88	37
広 葉 樹	8	5	3	34	33	1	425	660	33

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,957	476	24

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
282	132	47	278	132	47	4	—	—

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	58	1	2	—	2	—
うち林業専用道	58	1	2	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	—	—	—
水 源 かん 養 保 安 林	—	—	—	—	—	—
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
干 害 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
落 石 防 止 保 安 林	—	—	—	—	—	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	—	—
風 致 保 安 林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積  
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	8	5	63
地すべり事業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地 及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	1.33	1.33

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	0.62	0.62

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m<sup>3</sup>

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	308	342	183	173	163	154	139	133
		針葉樹	273	302	166	157	148	140	128	122
		広葉樹	36	40	18	16	15	14	12	11
	主伐	総数	78	78	90	90	90	90	90	90
		針葉樹	74	74	85	85	85	85	85	85
		広葉樹	4	4	5	5	5	5	5	5
	間伐	総数	230	264	94	83	73	64	50	43
		針葉樹	199	228	81	72	63	55	43	37
		広葉樹	31	36	13	11	10	9	7	6
造林面積	総数	241	233	284	292	283	281	280	280	
	人工造林	241	217	265	285	277	274	274	274	
	天然更新	0	16	19	7	7	6	6	6	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m<sup>3</sup>

区	分	面									材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15齡級 以上		
第Ⅰ 分期	総数	9,803	180	244	234	968	1,259	2,183	1,305	3,431	1,855	
	人工林	総数	5,171	179	142	145	727	1,086	1,688	989	215	1,291
		育成単層林	4,479	170	141	145	670	973	1,431	885	65	1,151
		育成複層林	692	9	1	0	58	113	257	104	150	140
	天然林	総数	4,632	1	102	88	241	172	495	316	3,216	564
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,332	0	71	50	61	134	250	171	594	212
天然生林		3,300	1	30	38	180	39	245	145	2,623	352	
第Ⅲ 分期	総数	9,812	474	180	244	234	968	1,161	2,003	4,549	1,956	
	人工林	総数	5,180	442	179	142	145	727	988	1,510	1,046	1,352
		育成単層林	4,487	442	170	141	145	670	875	1,253	793	1,172
		育成複層林	692	0	9	1	0	58	113	257	254	181
	天然林	総数	4,632	32	1	102	88	241	172	493	3,502	603
		育成単層林	16	16	0	0	0	0	0	0	0	2
		育成複層林	1,316	16	0	71	50	61	134	248	734	171
天然生林		3,300	0	1	30	38	180	39	245	2,768	430	
第Ⅴ 分期	総数	9,800	575	474	180	244	228	870	1,028	6,202	1,948	
	人工林	総数	5,150	550	442	179	142	140	630	855	2,213	1,311
		育成単層林	4,453	544	442	170	141	140	572	742	1,702	1,133
		育成複層林	698	6	0	9	1	0	58	113	511	178
	天然林	総数	4,650	26	32	1	102	88	240	172	3,989	637
		育成単層林	21	5	16	0	0	0	0	0	0	3
		育成複層林	1,314	6	16	0	71	50	61	134	976	180
天然生林		3,314	15	0	1	30	38	180	39	3,013	454	
第Ⅶ 分期	総数	9,803	564	575	474	180	238	208	780	6,784	1,904	
	人工林	総数	5,147	551	550	442	179	137	120	540	2,630	1,239
		育成単層林	4,444	546	544	442	170	135	120	482	2,005	1,070
		育成複層林	703	6	6	0	9	1	0	58	624	169
	天然林	総数	4,656	13	26	32	1	101	88	240	4,155	664
		育成単層林	29	7	5	16	0	0	0	0	0	4
		育成複層林	1,312	6	6	16	0	71	50	60	1,103	187
天然生林		3,314	0	15	0	1	30	38	180	3,051	473	
第Ⅸ 分期	総数	9,803	561	564	575	474	174	216	189	7,050	1,869	
	人工林	総数	5,142	548	551	550	442	173	115	101	2,662	1,184
		育成単層林	4,433	543	546	544	442	164	113	101	1,981	1,021
		育成複層林	709	5	6	6	0	9	1	0	682	163
	天然林	総数	4,661	13	13	26	32	1	101	88	4,388	685
		育成単層林	36	7	7	5	16	0	0	0	0	5
		育成複層林	1,311	6	6	6	16	0	71	50	1,157	193
天然生林		3,314	0	0	15	0	1	30	38	3,231	487	

(注) 1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級、以下順次3、4 齡級とする。

7 主伐(皆伐) 上限量の目安(年間)

31 千m<sup>3</sup>